



とよなか人権文化まちづくり協会

第 24 号 (2009年9月)

な い よ う

- 特集「学力テスト問題を考えよう」/2
- このごろ「心に残る『物語り』」/6
- このごろ「差別の根源を考える」/7
- このごろ「旅の楽しみ～偶然のさまざまな出会い～」/8
- レポート「部落問題は今、研究会」より/10
- 「続・人間の血は涸れず」を読んで
 - (1) とよなかの歴史の重さと鼓動にふれて/15
 - (2) 豊中市における「人権」の歴史の一里塚として/16
- 楽遊ガイド「裁くとはどういうことなのか?」/18
- 豊中地域から「夢バトン、56期生から58期生へ」/20
- 蛍池地域から「であい・ふれあい大賞」入選作品/21
- 資料室だより/22
- オススメ!この一冊/23
- あとがき/24

学力テスト問題を考えよう

【領家 穰（理事）】

「学力テスト市町村別結果を公開」という大阪府教育委員会の決定という記事は、“表題”だけを見ると、一見これまでの「開示しない」という独善的な市町村の教育関係者の態度の否定、修正であるかのように見えるが、よく読んで見ると学力テストの“何”を開示するのか、どうして「開示に踏み切ったのか」については何の変化も認められないことが判明する。橋下知事が、各府県の学力テストの正答に与えられる評点の各府県別の得点平均(1人1人の得点の府県別受験者得点合計／こうべき受験者数)を高いものから低いものへと降幕順に並べた場合の大阪府の順位が47の尻に近いことに腹を立てた。47人が集まる知事会議で恥ずかしいという感情的な態度から出発した例の発言、「教育を改革する→市町村別開示の指示、教育委員会の管轄事項に対する侵害」という形で、問題化されてきた問題に対して、知事のとった行動の正当性をマスコミが認めたかのような印象を与える記事である。

“学力テスト”を論議する前に、そもそも抑々学力テスト、一般に試験とは何かについて考えてみる必要があるであろう。一般にテストとか試験といわれるものは、テストの具体的な方法を考えて見ないと分からない。試験とは試験用紙(=テストの対象となっている受験者のもっている知識を試す質問が並べられている用紙)の質問に対

して、受験者が答えを記入することによって回答することを言う。試験用紙は受験者が回答を記入することによって回答用紙になる。これまで試験は、この回答用紙に記載された回答を点検して評価するのが採点である(正しい解答、間違った解答のあり方によって予め評点が定められているのが普通である)。この評点に従って採点者が一問ずつ点数を与えて行き、1人1部[1枚から成り立っているのが一般であるが、場合によっては数枚に及ぶものもある]のすべての設問に対する回答の得点が決定され、正答得点、誤答にもそれぞれ正しいものに近い状態から何点かの評点を与えられ、完全に間違っているとされるものは零(0)点にされる。この手続きを経て受験者別に集計したものがその受験者の得点となる。

個々の試験用紙は受験者の記入によって、回答用紙(普通は「答案」といい、評点が決まったものが「採点済みの答案」となる。「採点済み答案」も全質問の採点合計の終わった答案と、採点途中の答案に分かれる。採点済み答案は受験者n人に対してn部あることになる。この手続きは学力テストが実施される科目が増加すると各科目毎に実施される。各科目は個人別に集計されると、これが個々の受験者の得点となる。個々の受験者の得点を正答(解)／全問正解得点100という手続きから数値化したものが正解率である。

学力テスト実施の対象となった学校の受験者を全体として集計することも、市町村に集計することも出来る。学校毎に集計された平均得点（＝平均正解率）を都道府県別に集計したといわれているものは、都道府県別に処理された代表値に過ぎない。すなわち、正解率を都道府県に所属する受験者全員について処理した平均正解率をその都道府県の代表値としている。学校別代表値、市町村別代表値、学科目別に整理された代表値が表されているに過ぎない。

これまで試験はすべて競争試験であった。この競争の特色は、個人の得点の比較によって高得点の者を選抜することが出来ればよいという選択者（＝試験実施者）の眼であった。教育が教育結果だけで判断されることで終わっていたと伝えてもよいであろう。管理者や選抜者の眼とは、正解だけが関心の対象となっているに過ぎない。教育とは教育を担当する教師と、教育を受ける被教育者（＝学習者）との、教材という媒体を用いて行う通信過程と考えた時、教育者からの一方的通信過程だけが意味をもっていると考えられる場合と、関係者双方の双方向通信過程と考える場合が考えられる。教育の結果を正解（＝教師の発する教材の意味づけ）だけが問題とされる傾向が強かったのは事実である。この場合、個々の個人の得点ではなくて、管理する方の側から見た管理対象とされる集団（個人の集合体）の代表値が問題とされているに過ぎない。従って管理責任をもっていると思われる人々は

管理の対象とする統計集団が定まっている。例えば、クラス担任とクラスの生徒全体が定まっている。より上位の管理責任をもっていると思われる人々は、管理責任の対象としている集団（個人の統計上の集合体）が関心の対象となっているに過ぎない。例えば知事と教育者の関係の代表値計算上必要とされる1人としてのみ受験者は意味をもっているに過ぎない。

管理システムの最底辺に置かれた被教育者である学力テスト受験者は、独立した意味をもつのではなくて、管理者から見た管理システムの末端を構成する統計的集団の一員としてのみ意味をもつに過ぎない。従って、より上位の管理者が要求する開示の内容は集団の代表値であって、当該個人の得点そのものではない。正解ではなくて誤答あるいは無回答という反応しか出来なかった結果も教育の成果として考えるのが、日本の学校教育は正解（教師が教材を使用して行った説明対象についての意味づける通信過程[一方向送信情報]の中で教師の意図通りに）受信できる学生や生徒しか教育の対象として認めていないことが、試験（またはテスト）の過程を分析した結果、明らかになった。その結果、正解できない子供は教育対象から除外されていることになる。現実には教育は教師と生徒の双方向通信過程を意味しており、正解は特別な事例に過ぎない。誤解による反応が誤答であるのに、“誤答”した生徒は教育対象から外されていることは上記のとおりである。

教育は誤答を生み出す現実があるにも

関わらず、生活を支える“自明”とする考え方が当然一致するという前提に立って行われてきた。しかし、この前提は単なる期待に過ぎないことは、同和対策事業が特別措置法10年の時限立法が始まって法律の名称を変更して、10年の延長を繰り返し、更に「特定財源取り扱いに関する特別措置」まで実施して、依然として部落差別は無くなっていないことから明らかである。運動関係者たちが気付いていないに過ぎない。昔は地区の人々が地区の外と内で行動の仕方を替えていた。現在は地区の住人（出身ではない人）が地区外では絶対しないような行動を「地区」までやって来て、行動する。

例えば、地区を舞台にした“箆抜け詐欺”事件が起こっており、これを容認する風潮が“企業経営”の中に織り込まれ、“同和関係事故処理用予算”として組み込まれている—運動に協力しているような装いをしている企業がこのことを実施している。“アイビー・リック調査事件”はその典型的なものであるが、こういった処理方法は行政関係者の間では、“予算”化された処理費を脅迫（＝運動関係者による）、内実は“自発的”に寧ろ積極的に行ったことを“脅迫されて”と言い、部落の関係者の側に擦り替える形で収束を図ろうとしている。部落解放同盟までが基本的にこの路線に同調している“飛鳥事件”がその例であり、大阪市と大阪府の行政改革はこの路線に沿うものである。本稿も以前から私が行ってきた指摘が実現したに過ぎない。

アイビー・リック調査事件とは、“部落”に対処する方法を2枚舌—人事部が“運動協力”の面を、総務部が“企業経営”の面を一を用いたことを意味している。

対北朝鮮拉致被害者家族の会の中核をなす“有本恵子さんのご両親”が、田原総一郎氏を相手に拉致問題がうまく行かないのは、既に恵子さんがなくなっているかも分からないのに生きているものとして交渉しているのが無理ではないか、という氏の発言に対して、1000万円の慰謝料を求め訴訟を起こした事件も、日本的対処方法—外務省担当者が拉致被害者家族の会関係者と他の一般日本人に対する時とで、“2枚舌”を使っている可能性に有本夫妻は気付いた結果〔恵子さんの母堂の記者会見での「真実が知りたい」という発言は、裏側からの証明するものと思われる〕ではないかと推測される（私見）。

元公安調査庁長官緒方氏の有罪判決も、従来のエリート官僚の“2枚舌”を許さない風潮に沿って、裁判官が変身した例と云える。元最高検特捜部田中森一弁護士の横領事件の有罪判決、中坊公平弁護士の資格剥奪事件も、日本人の“差別体質”そのものに触れる反差別運動が存在しなかったことの実例と云えよう。

マスコミが政権交替を標榜して、“麻生離れ”（自民党内の）、“自民離れ”（＝国民の）を宣伝しているのも“2枚舌”に迎合する（＝マスコミの実利追究の表の装い）ものではないだろうか。

JR西の脱線事故の処理が、当時の事故

対策本部長であった山崎社長の起訴、その事の責任者であった歴代社長不起訴も、国民の“2枚舌”を許す性格の現れだと思われる。

“部落”差別は決して無くなっていないと言える。運動関係者が気付いていないか、気付かない振りをして、他国の被害者との連帯を運動目標に擦り替えているように思われる。解放新聞で松岡書記長が取り上げたグーグルの地図公開の差別性の指摘から何故、一般商業新聞の記事にならないのかもこの事例の一つである。

橋下知事が執拗に学力テストの市町村別開示を要求した結果、開示決定に至っ

た記事をもとに“何を”開示するのだろうかと考え調べて行くうちに、日本の学校教育で一度も“真の教育”が行われていなかったことを証明することになった。何故、“部落”差別はなくなるのかという疑問は、これに対処するためには、差別する側の視点に立つか、被差別者側の視点に立つかの問題の建て方に帰着した。

「踏まれた者の痛さは、踏まれた者でなければ分からない」の運動の原点で云われて来たことが、改めて問い返す時期に来ているように思える。弱者は決して何時までも同じではない。社会の変化によって新しい弱者が生み出されている。一方で善をしながら、他方で悪を追究している自分を正視することから始める必要がある。

2009 人権サロン

部落差別とは何か？どうしたらなくすことができるのか？パート3



- ◆とき 9月5日（土） 午後3時～
- ◆ところ 豊中人権まちづくりセンター
- ◆はなし 領家 穰さん
(関西学院大学名誉教授)
- ◆参加無料

1月24日、4月25日に続いて3回目となります。テーマは、部落問題の根本に関わるものゆえに、一つの話が呼び水となって、縦横無尽の展開となります。逆に言えば、どこを切っても部落問題につながります。ますます快調の領家節、必聴・必見です。

【山口 博之（評議員）】

誰でも1つや2つ心に残る物語りを持っていると思いますが、近頃の世の中では「生き残りをかけた条件探しに忙しい人」が増えてきている様に思っています。

忙しいの「忙」という字は、心を亡ぼすとの意味もあり、どんなに金銭・時間的に追われていようと、気持ちだけでも懐かしい物語を思い出して「少しのゆとり」が出せてもらえば幸いです。

「賢者の贈りもの」

この物語は、大恐慌の時代、社会全体が夢を失いつつあった頃、O・ヘンリーによって書かれた話です。（山口がうろ覚えのまま思い出しつつ書きましたので、間違いは許して下さいネ！）

大不況の中、若いカップルが暮らしていました。パンとミルクさえままならず、朝昼晩の食事さえ1日1食か2食の豆の塩煮だけで暮らさざるを得ない中、年末を迎え、クリスマスが近づいていました。

夫は売れるものはすべて売り払っても



「明るい笑顔を忘れない妻」に「日頃の感謝」の気持ちを表したいと思っていました。しかし、もう既に売り食い状態であり、現金はアルバイト先すらない中

で稼ぎようもなかったのです。妻に何も出来ない自分を情けなく思い、いろいろ考えても何も思いつかない自分を呪ってみてもどうにもならないのです。

そんな時、ふっと手を見ると、父が語ってくれていた「祖父の誇り」としての金時計が目に入ったのです。父が祖父を誇りに思い、常に身に付けていた金時計。それを誇りにして生きてきた彼は、今は動かなくなっている、「自分の誇り」として身に付けていたのです。

彼は動かないながら、光って見えた金時計を見て、祖父と父からの「贈りもの」を「今こそ使う時が来た」と思いました。妻は日頃から笑顔を絶やさず、彼女のいつものそぶりから、彼女の自慢の長い髪を飾る「髪飾り」をプレゼントすることを決め、金時計を売り、私自身からの贈りものを妻にプレゼントすることにしましたのです。

一方、妻は自分が北欧系の移民の子孫であり、アメリカでも数少ない「シルバーブロンド」の髪をできるだけ長く伸ばし、困った時も「母と共にある自分を思い出させる髪」を誇りにしていました。

さて、押し迫ったクリスマスに夫に対する感謝の気持ちを伝えるものが、金もなくアルバイトさえもできない社会において、彼女も「何もできない私」をうらめしく思っていたのです。

そこで、いつものごとく、長い髪をなでながら考え込んでいました。そして思ったの

です。「そうだ、私の髪なら売れる…」と。妻は日頃の会話から、自分の夫が誇りにする金時計のことを知っていました。その修理代を稼ぐには、「母から受け継いだ財産がある」ことに気がついたのです。彼女は「夫の顔のためなら…」何のためらいもなく「髪の毛を切り、それを売り、「金時計の修理代」として夫にプレゼントすることに決めたのです。

さて、クリスマスの夜、二人はささやかな食事と祈りをささげ、いよいよプレゼントのときが来ました。夫は妻が頭にネッカチーフを巻いた姿を不思議に思いながらも、「君の髪にピッタリの髪飾りだよ!」。妻は「あなたが大切にしている金時計が動きますように…」と修理代の入った袋を

プレゼントしました。

しかし、妻には髪の毛がなく、夫には金の時計がなかったのです。二人はそのプレゼントの見事なくい違いぶりに大笑いしました。そして、少しの沈黙をおいて、お互いを見つめ合う、その眼は潤んでいました。

瞬時に互いの思いを知った二人は、互いの目の前にある「命」こそ最大のプレゼントであることを確かめ合ったのです。

…いかがですか？私には、「愛する心がゆとりを産む」のか「ゆとりある心が愛を呼び起こす」のか、どちらか分かりませんが、どちらも「そんな気持ちが持てればいいな」と思っています。

このごろ

差別の根源を考える

【高野 アヤ子（評議員）】

古今東西、差別解消のために、各国は何年も費やし様々な施策を講じていますが、一向に実を結ぶ気配がありません。しかも、差別事象は、時代の推移とともに量的、質的に変化し続けています。それ故、差別の解消は人類にとって大きな悲願です。

ある人類史によると、約二十万年前の旧人には、死者を埋葬した痕跡が見られ、「人」としての心が形成されていたと推測されるそうです。当時は墓相からの出土品によって、社会的地位や、貧富の差によると思われる埋葬方法の違いがあ

り、この頃、人の心に差別の概念が生まれたものと考えられます。脳の発達、進化は精神的活動を活発化し、善悪の判断という高度な基準を「心」にもたらし、人しか持ち合わせていない卓越した感覚が芽生えたのだと思います。したがって、差別の根底には、優越感や偏見、先入観が存在していると思われれます。

ここで、大きな社会問題である「いじめ」についても「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされています。つまり、いじめは差別の一

形態と見ることができます。「いじめ」の傍観者でも自分に害が及ぶことを恐れて、グループに加わることがありますので、まさに群集心理の付和雷同の悪習が火に油を注ぐ結果となります。

こうした人間の行動の発露となる差別意識は、神話や伝説で明らかのように、時間的、空間的な枠を超越して太古の昔から今日まで全人類が持っているものと考えられます。言い換えれば、差別意識は人の「性」であり宿命的なものと言えます。

けれども私たちは、差別意識を宿命だと片付けてしまうわけにはいきません。そのためには、人を取り巻く現実と調和を図ろうとする「意識」の現実原則を不断の努力によって高めていくことが重要です。国や宗教の違い、文化や習慣の違い、さらには個人的な思いや主義を超えた「人類の共生」の可能性は、ここにこそ求められるはずなのです。

問題なのは、個人と個人にはじまって、異なる社会や異なる文化圏の間に横たわ

る種々の違いを無理やり取り除こうとすることであり、一方を善しとして、他を排斥しようとするところに発します。双方が互いに異なることを認め合えば、対立も争いも起こるはずがないのです。政党同士が争うのは、他党を自分たちの勢力に従わせようとするからです。

相手を尊重し、学び合うという態度を欠いているため、不毛な政争が繰り返されるのです。互いに異なった点を認め、尊重してこそ愛和も生まれるのではないのでしょうか。

「言うは易く、行ふは難し」ですが、これこそが、人権啓発活動の基本だと、その重要性を改めて実感しております。



このごろ

旅の楽しみ

～偶然のさまざまな出会い～

【永原 武敏（評議員）】

このごろ、夜行列車がだんだん少なくなっています。最近では、長崎行きの急行銀河が引退してとてもさびしい思いをしたものです。私の学生時代には北海道から九州までそれぞれに夜行列車があり、随分とお世話になりました。理由は簡単、

学生時代のお金がない、時間がない、が理由でした。

新潟行きの北国（以前は青森行きでした？）、日本海、はやぶさ、北斗星などはすでになくなりましたし、急行「ちどり」

とか鉄道ファンでなくても親しみのあるネーミングは哀愁のある響きでもあり大変親しみを感じたものでした。また、列車内という限られた空間の中でいろいろな人との出会い、また発見は旅の楽しみでもありました。

そのころは、かに族と言ってリュックを担いだ学生か夜行列車や駅のホーム、ナイトショーの映画館でお金がないので宿にはとまらず宿泊代わりに利用させてもらったものです。民宿やユースホテルは稀でした。駅員さんにプラットホームから追い出されたのも楽しい思い出です。その駅では同年齢の学生や幼稚園の先生、郵便局員さんなどさまざまな人たちと出会いました。もちろん、旅の情報交換は、あの店はお土産が安いとか、昼食はおまけがあるとか・・・、たまに仕事のことを愚痴る人もいます。

苦い経験としては、父親の還暦の祝いときに奮発をして札幌行きトワイライトエクスプレスに乗車した時のことです。少し認知症状が現れはじめていた父親が迷子になったときも、地元の人々の協力や親切に助けられたもので、苦い経験というより、見知らぬ土地で不安な私たちに寄り添ってくれた人のあたたかさや人情にふれた瞬間でもありました。今でも車内の出来事や青函トンネルの通過とか青森付近の夕日は忘れられません。

私にとって夜行列車がなくなっていくのはさびしいですが、さまざまな人の出会

いを演出してくれましたし、人生最良のパートナーに出会った場所でもあります。この出会いを語るには、ぜひ「このごろ」を一読いただいたみなさんにゆっくり旅の楽しみと偶然の出会いのすばらしさをお話したいと思います。父親はなくなりましたが、今度はもう一度大切な人と乗りたいと思っています。また、その大切な人とは、一生寄り添って生きたいと思っています。



(参考)

先日の皆既日食で悪石島が話題になりました。一生に一度しか見れない皆既日食を見たさに・・・島に多くの人々が集まりました。多くの人々の出会いや語らいや偶然の出来事や自然の気まぐれとともに時を忘れさまざまな出会いや世代間の交流が生まれました。その皆既日食をもたらした地球の姿はどれだけ美しかったでしょうか。

その地球上に暮らす人々の数は68億人といわれています。日本の人口は一億三千万人、ちなみに豊中市の人口はだいたい39万人弱です。さて、このとき、このひとに、どれだけの人と出会い、ふれあい、話ができるでしょうか。

皆既日食でなくても、人の一生の中で、こうしたことに出会える偶然は奇跡に近いチャンス、同じ空間と同じ時間を共有することはまさに奇跡に近いことではないかと思うこのごろです。

第1回「部落問題は今、研究会」より 部落問題の今を読み解き、課題と展望を考える

7月8日、部落解放・人権研究所理事の友永健三さんに、問題提起をしていただきました。友永さんは、部落解放・人権研究所長や反差別国際運動日本委員会事務局次長など、長年に亘って部落問題の第一線で活躍されていますが、このほど研究所長を退任されました。この機会に是非にとお願いした次第ですが、その明快で鋭い語り口は健在でした。以下に再録します。



1. はじめに

今現在の「部落差別」の現状を捉える際、幾つか押さえておかなければならないポイントがあります。まずは、被差別部落の環境改善、生活改善、差別解消を目的として1969年に制定された「同和対策事業特別措置法以降、名称と内容の変更を伴いながら33年間続いてきた「特別措置法」が2002年3月をもって終結を迎えました。しかし、部落差別は未だに解消されておらず、その意味では、今、「部落問題」は新たな局面に立たされていると言えます。

また、「特別措置法」の終結と同じ時期、日本は「格差拡大社会」に突入し、新たな貧困が大きな社会問題となり、そこへ更に「世界同時不況」が到来し、一層厳しい状況に陥り、これが被差別部落の生活にも大きな影響を与えました。

そして、2006年の「飛鳥会事件」に代表される部落解放運動、同和行政関係者による一連の不祥事が発覚し、事件の報道や批判をすべて否定するわけではありませんが、メディア等による世間に対する部落のマイナスイメージが植え付けられ、部落差別を助長するような報道がおこなわれました。これらのことから、やはり部落差別は様々な意味で今も厳しい状況にあると言えます。

2. 部落差別の現状

(1) 実態調査から

2005年に実施された鳥取県同和地区実態調査によると、「生活保護世帯」が1993年の調査では14.7%であったものが2000年の調査では16.0%、そして2005年の調査では19.7%、これは報告市町村全体の6.4%の3倍の数字となり、年を追うごとに増加傾向にあります。更に「就労形態」に関しては「常雇」の比率が2000年の58.0%から2005年の55.6%となっています。また「臨時雇」と「日雇」を合わせると21.1%となり、これは県平均である11.0%の倍の数字になります。そして、一般的にワーキングプアと言われる年収200万円未満の有業者についても2000年の40.8%から2005年には45.4%（県平均39.6%）となっており、これらの調査結果から同和地区の生活実態が後退してきていることが見えてきます。

部落に対する社会全体の意識面については、2005年の8月から9月にかけて実施された大阪府の府民意識調査では、「結婚相手を決めるとき、家柄を気にする」という設問について、「当然のこと、自分だけ反対しても仕方がない」といった回答が38.7%で、1995年の32.4%に比べて増えており、「結婚相手が同和地区出身

者かどうか気になる」については20.2% (2000年 18.1%)、「子どもの結婚相手と同和地区出身者かどうか気になる」についても23.2% (2000年 20.6%)といった結果が出ています。

その他、「同和地区のイメージ」についての項目、「差別解決の将来展望」、「差別的発言に対する態度」、「差別に対する考え方」などといった調査項目についても、過去のデータに比べて部落に対してマイナスイメージを持つ人が多くなっているという結果が出ており、同和問題に対するイメージや態度、忌避意識、部落差別の解消に対する意識などが後退してきています。これらは、「特別措置法」が失効したことにより、「部落問題は解決した」とする考えが多く見られること、また小・中学校の人権学習や市民啓発で「部落問題」をテーマとして取り上げられることが極端に少なくなり、「部落問題」について学習する機会、正しく理解する機会が減ったことなどによって、マイナスイメージが強くなってきていると見ることができます。

(2) 差別事件から

近年の部落に関わる差別事件・差別事象の大きな特徴については、まず行政書士や司法書士などによる「戸籍謄本などの不正入手事件」があげられます。この問題は以前からもありましたが、最近では2003年に京都市の司法書士による「結婚差別」に関わった戸籍謄本の不正入手事件が発覚し、2004年には兵庫県の行政書士による戸籍謄本の大量不正入手事件が発覚しています。この事件は、自

らの立場を悪用した行政書士が興信所からの依頼によって、全国から700件以上もの戸籍謄本が不正に入手されていました。大阪、愛知、東京でも同様の事件が発覚しています。

これらの事件がきっかけとなり、2007年4月に「戸籍法」が改正され、これまで8業士(行政書士、司法書士、弁護士など)の場合は事実上フリーパスだったものが、請求者に対しての本人確認や請求理由の明記が必要になり、これらに違反した場合は、従来の「行政罰」ではなく「刑事罰」が科されるようになりましたが、それでも未だに違反事例は後を絶ちません。戸籍謄本については年間3200万～3600万件以上も取られていると言われており、4人に1人が戸籍謄本を取られている計算になります。しかし、仮に他者に戸籍謄本を取られたとしても取られた本人に対しての通知は一切ありません。本来「個人情報保護法」の観点から言えば、本人の同意なしに個人情報を集めてはいけないというのが原則ですが、最も重要な個人情報であるはずの戸籍に対する情報が個人情報保護の対象になっておらず、他者によって戸籍謄本などが取られた場合の「本人通知制度」について、これまでに何度も叫ばれていますが、一部を除いて(2009年6月1日から大阪府狭山市では全国で初めて導入される)導入されておらず、「戸籍法」は改正されたものの、まだまだ問題は山積みであると言えます。

「部落地名総鑑」については、これまで8種類が確認されていましたが、上記でも

触れられている2004年に発覚した兵庫県
の行政書士による戸籍謄本の大量不正入
手事件を調査する際に、依頼者である複
数の興信所（大阪市内）から3冊もの「部
落地名総鑑」が回収され、そのうちの2冊
は新種の「部落地名総鑑」でした。また、
2006年の9月にはデータ化され、フロッ
ピーに入れられた「電子版部落地名総鑑」
の存在が発覚しました。このように電子
化されたデータを全て回収するのは不
可能に近く、そのような意味で近年の「部
落地名総鑑事件」については非常に解決
が難しい問題になってきていると言えま
す。

このように戸籍が調べられていたり、
「部落地名総鑑事件」の発覚などから、世
間一般では結婚や就職の際に相手が同和
地区出身者かどうか気になるという人が残
念ながらまだまだ存在していることが見て
きます。そのような人たちが調査会社に
依頼し、依頼を受けた調査会社は戸籍謄
本と住民票を入手し、それらを「部落地
名総鑑」と照らし合わせて、対象者が同
和地区出身者であるかどうかを調べるわ
けです。が、部落の人口を仮に日本全体の
1%と考えた場合、100件の調査依頼が
あったとしても、その調査で調査対象者
が同和地区出身者であるという結果がで
るのは1件程度しかありません。つまり残り



の99件の調査
結果については差別事件と
して表面化されることはなく、
100件もの調査

の結果のうちの1件で対象者が同和地区
出身者であることが分かり、それによっ
て「結婚」や「就職」が破談となり、対
象者から「解放同盟」や「運動団体」に
相談があつて初めて表面化されるわけ
です。したがって、これまで「結婚差別」
や「就職差別」として表面化されてきた
差別事件というのは、あくまで氷山の
一角に過ぎないというわけです。

また近年の部落に関わる差別事件・差
別事象の特徴として、インターネットなど
を悪用した差別宣伝や差別扇動がおこな
われていることも決して見逃すことはでき
ません。事例として2006年の10月～
2007年2月にかけて、愛知県でイン
ターネット上に県内に存在する同和地
区の地名やデジカメなどで撮影された
地区の写真を掲載し、差別の助長を
目的とした差別ホームページが設置
される事件がありました。またよく知ら
れている「電子掲示板2ちゃんねる」
についても部落差別に繋がる様々
なやりとりが連日に亘っておこなわ
れています。

3. これからの課題

まず重要なのは実態調査の実施と実態
把握です。少なくとも「特別措置法」が
終結したこと、格差拡大社会になり新
たな貧困問題が起こっていること、世
界同時大不況が起こったことで、部
落には影響を与えていないことはあり
得ませんので、どのような影響を与
えているのかも含めて、例えば豊中
市なら豊中市として独自に調査を
し、実態を明らかにしていけないとい
けません。

1996年に出された「地域改善対策協議会」による「意見具申」には、「同和問題に関する基本的認識」という項目があり、今現在の部落問題は解決に向けて進んではいるが、未だに解決されておらず、今後も重要な課題であること、そして同和問題を始めとする人権問題の解決は国際的な責務であること、1965年の「同対審答申」の精神を踏まえ今後とも国、自治体、国民の一人ひとりが主体的にこの問題の解決に取り組んでいくこと、同和問題は過去の課題ではなく、この問題の解決に向けた今後の取り組みをあらゆる人権問題の解決につなげていくという現実の課題であり、その観点から、これまでの成果を土台とし反省を踏まえ、新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっているなど書かれています。このように部落問題は未だに解決していませんが、今後は部落問題の解決をはじめ他の人権問題の解決にも繋げることでできる方向性を目指していく必要があるということ、つまり「人権のまちづくり」を目指していく必要があるということが言われています。

2000年の12月から施行されている「人権教育・啓発推進法」も、部落問題の解決だけを目的とするのではなく、部落問題を含めた様々な人権問題・人権課題の解決を目的につくられた法律であり、この法律ができることによって人権問題・人権課題に関する「基本計画の策定」及び「年次報告」が義務付けられたという点では大変意味のある法律であると言えます。

4. 差別をなくすために

差別撤廃に向けての基本方策については、差別を法律で禁止することが最も重要であると言えます。部落問題は国連の「人種差別撤廃条約」において、インドの「ダリット問題(被差別カースト問題)」などと同じく、「世系に基づく差別」の中に含まれており、この条約の中でも「差別をなくすための基本的な方策」として、人を死にも追いやる犯罪行為である差別を法律で禁止しなければならないといったことが触れられています。

国連に加盟するほとんどの国では差別が法律によって禁止されているにも関わらず、残念ながら日本では未だに差別が野放しにされている状態です。

また、差別にあった被害者に対する救済も重要であり、これらの場合、被害者の最終的な救済は「裁判所」となりますが、お金と時間がかかる上、被害者が差別を受けたことを立証しなければならず、泣き寝入りになることが多いという問題もあります。そこで裁判所の限界を補うものとして、「人権委員会」の創設が国際的に求められています。それを実現させるためには「人権侵害救済法」の早期制定が必要です。

劣悪な実態などの改善対策についても、多くの差別に共通している「仕事、教育、居住」などといった権利が奪われているといったことが何世代にも亘って続いている実態は、一般施策だけで解決することが難しく、やはり特別施策が必要になってきます。しかし、特別施策は永久に続けるものではなく、それらの実態が改善さ



れば廃止
しなければ
なりません。
その際、完
全に廃止し
てしまうので

はなく、普遍性のある施策については、特別施策から一般施策にするといった方法もあります。ちょうど義務教育での教科書の無償化や高校の奨学金制度などがそれらの例と言えます。

また、差別の現れ方として、南アフリカのアパルトヘイトのように白人と黒人を完全に隔離してしまうことも差別なら、かつての朝鮮に対する日本の植民地支配の際におこなったような同化政策についても差別です。これらの差別をなくすにはどうすれば良いかと言いますと、やはりマイノリティを含め、互いの違いを認め共に生きていくしか方法はないと思います。

5. 部落の解放とは？

部落が解放された姿をどのように考えるか？については、現在議論されていますが、部落に住んでいる人々の移動があったとしても、集落としての部落は存続しており、人の移動があったとしても集落そのものは簡単には崩れないこと、日本の歴史から部落差別の存在を消し去ることはできず、歴史を語る上では部落差別や部落問題を避けておろすことができません。これらについて考えたとき、やはり部落が存在していようと、自分が部落出身者であることを明らかにしても差別されることのないような社会をつくること、部落問題に

限らず差別によって不利益を受ける社会の仕組みと意識を変えていくことが現在求められているのだと思います。

そのように考えたときに、地区や地域に対する差別であるという特徴をもっている部落差別撤廃の課題として、それらの地域を拠点として隣接する地域との人間関係をどのようにつくっていくのかが重要になってきます。これには例えば隣保館など33年間で得た解放運動の成果を部落と隣接地域とのつながりをつくっていくためにどのように活用するかが鍵を握っていると思います。もちろん、これだけでは部落と隣接地域との真の人間関係を結ぶことはできません。やはり、教育課題や福祉の課題などについて共に取り組み、苦楽を共にし、自分達の住んでいる地域を共に変えていくといった「人権のまちづくり」に取り組みながら、真の人間関係、信頼関係を構築していくことが必要です。

6. おわりに

最後に重要なのは絶対に「戦争」をおこさせないことです。これまでの解放運動の中でも1935年を起点とした部落解放に関わる「融和事業完成10ヵ年計画」が「アジア・太平洋戦争」などの影響で立ち消えとなり、また「水平社」などの解放運動そのものも「戦争」の影響によってできなくなってしまったという歴史があります。そのような意味では絶対に「戦争」をくいとめ、部落の生活を守りながら、如何に「人権のまちづくり」を通して地域社会との人間関係を構築していくかがこれからの大きな課題だと思っています。

「続・人間の血は涸れず」を読んで・1

とよなかの歴史の重さと鼓動にふれて

【向井 正（大阪市東淀川区在住）】

＜はじめに＞

「続・人間の血は涸れず」を拝読しました。前編以後、25年間の時代の変化、様々な活動の様子が、豊富な資料の編纂をとおして判りそのご苦労が伝わってきます。

それは、とよなかの歴史の重さと常に運動を創造せんとする鼓動にふれることができました。

＜読むにつれて＞

写真もたくさん設らわれ、文章も読みやすく理解も進みました。また、克明に記された「年表」も貴重なもので、とりわけ本書を読むにあたっての“道案内”をしてくださいましたが、とよなかの歩んできた道のりが感じとられました。

さて、本書を読むうちに、随所に私自身の豊中の運動への関わりをそこに重ねてみたりしました。

たとえば、部落解放同盟豊中支部との出会いや、1973年4月の蛍池支部結成当時の様子がよみがえってきたりしました。

また、第五中学校の教育の一端にふれることができました。

それは、2004年11月13日に豊中人権まちづくりセンターで開催されたふれ愛子どもカーニバルの創作劇「野に咲きし花の如く～寺本知さんの生涯～」を観せてもらったことで、一年生（53期生）の熱演に感動

しました。

さらに、その準備過程の同年7月28日に53期生のみなさんとめぐり会い、私の寺本さんとの出会いや共に活動した思い出などの語る場をつくっていただいたことでした。

これらをとおして、生徒の皆さんの、すばらしい眼の輝きを忘れることができません。

＜豊中スタイルのこと＞

次に「豊中スタイルの部落解放運動」について注目しました。

云われるとおり、長い歴史をもつ部落解放運動の中で、2002年3月末の「同和对策事業」に関わる「特別措置法」の失効は、運動や「施策」のありようなど、さまざまな分野に大きな影響をもたらすことになりましたが、いふなればそれは、自由、平等、民主主義の基盤にたった、人間解放、部落解放につきすすむのか、後退するののかの分岐点にたつものと考えます。

こうした、いわば転換の時代の中にあるいま、部落解放運動の原則や魂をしっかりふまえながら、この時代を正しく見極め、豊中の運動を創造しようと擦る努力が、不肖私にも伝わってきます。

このことは、ページを追うごとに、私が肝に銘じている「遅れないように、間違

わないように」と符合するところがあるのではないかと思ったりしました。

で、その「豊中スタイルの運動」ですが、

○同盟組織の改革と運動スタイルの転換＝運営員会体制への移行や「ねばならない」から「したい」運動へ

○部落差別と向き合い、それを「ジブンゴト」として考えて取り組もうとする人との繋がりを、部落の中でも外でも、もう一回作り直すことが必要。

○部落解放運動は（中略）文化的に解放されてこそ完全解放だといえる。といった点などによく表されていると思います。

<おわりに>

正直申し上げて、私は「本書を読み終え

た」とは云えません。これだけの力作ですから、もう少し時間がかかりそうです。

しかしながら深く感じることは、政治の貧困、混迷そして格差社会の進行のもと、“にんげんの尊厳”が吹き飛ばされそうな今日にあって、「人間の血は涸れず」は、まさに「そうはさせないぞ」との力強い主張だと思います。



「続・人間の血は涸れず」を読んで・2

豊中市における「人権」の歴史の一里塚として

【玉置 好徳（梅花女子大学）】

本書は、これまでの部落解放運動や同和行政にとって一大転換点となった、「同和对策事業」に関する特別措置法（正式には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」）の2002（平成14）年3月末の期限終了前後の豊中市（以下、「本市」という）における取り組みを克明に記録しているという点で、大変貴重な歴史資料としての意義をもつ本です。

1953（昭和28）年に発足した「豊中市同

和事業促進協議会」（以下、「市同促」という）は2002年に「豊中人権文化まちづくり協会」（以下、「本会」という）へと改組発展されました。近年は、「同和問題」解決のための取り組みから「人権問題」全般へと対象が拡大し、また住宅や道路などをはじめとする生活環境の改善から、人権教育や人権啓発を重視し、市行政だけでなく市民や各種関係団体との協働にもとづく「人権のまちづくり」という活動形態へと移行していく過程が、詳細に記述されている点をととても興味深く拝読しま

した。

とくに本市における部落解放運動をけん引してきた故・寺本知氏が提唱した「人権文化」の理念にもとづく「豊中モデル」の人権文化行政には、今後もさらなる発展を期待します。

また、巻末の年表は豊中のあゆみを1573（天正元）年にまでさかのぼり、かつ幅広く各時代の背景を整理していて、これも資料としての価値が高いといえます。

けれども、実はそれらよりも評者の心にもっとも強く訴えてきたのは、部落解放蛍池子ども会による次の一節でした。

今の中学生の中では、差別的というか、いじめや人を傷つける言葉と行動が多くあります。私たちは、子ども会の子の立場を知りながらの部落に対する差別発言はとても許せません。言われた仲間は、とてもしんどい思いをしました。私も差別発言があった時は腹が立ち、取り組みをする一方で、毎日のように泣きました。「なんでうちがこんなに苦しまなあかんねん。なんで泣かなあかんねん。なんで差別されなあかんねん。」と思いました。

子ども会の子はみんな差別をなくそう、差別を考える仲間をふやそうとがんばっています。なんで頑張ってるうちらがこんなふうに次から次へと差別されなあかんのかと思います。今のままやったら、差別したり、人を傷つ

けたりするのが平気な学校になってしまいます。だから本当に今こそ、みんなで力を合わせて差別を考える取り組みをしなあかんと思います。（125～6頁「1997（平成9）年度要求書」より）

これには同じ年頃の子どもがいる親の一人として率直に、昨今「いじめ」などが多発している中で「もしうちの子どもが同じような立場に置かれたらどうするだろうか。ならば決して『差別』とは他人事ではない」という共感を抱きました。

これからの本会の活動が、多くの市民と手を取り合って「人権のまちづくり」を推進する方向に歩むのだとすれば、より多くの共感を得るためにどうすればいいかを考えねばならないでしょう。

ところが、たとえば本書が図書館などの書架に置かれていたとして、「あとがき」にも期待されているように、一般市民が手に取ったときに果たして興味関心を引かれるだろうか、あるいはそれをきっかけに人権に対する理解が深まるだろうか、などといった点についてはやや課題が残ったとはいえないでしょうか。

たしかに本書には、豊中水平社創立80周年・市同促設立50周年・本会発足5周年などの「記念誌」としての役割が課せられているにしても、これまでの取り組みを事細かに記載することにのみ終始するのではなく、ひとつひとつの事柄について初めての人にも分かるように平易に解説したり、そこで繰り広げられてきたさまざまな

活動の担い手の「肉声」を伝えたりするなど、もっとも「読み手本位」の魅力にあふれた本づくりをくふうする余地もあったのではないのでしょうか。そして、それを未来のさらなる続編へと期待したいと思いま

す。

とはいえ、わがまち豊中市における「人権」の歴史の一里塚として、一人でも多くの市民の皆様方にぜひ一度読んでいただきたいと願う一冊です。

楽遊ガイド

裁くとはどういうことなのか？

極私的裁判ガイド＜有罪率99%を支える「自白」の不条理＞

某地裁、大法廷。大型モニターに小さな家の全景と内部があらわれ、カモイ（鴨居）がクローズアップされる。検事が秘密の暴露とする、証拠の万年筆の発見経過を述べ始める。女性3名と男性3名の裁判員と3名の裁判官（裁判長は女性）が、目はモニターに、耳は検事に集中している。

1回目の家宅捜索は逮捕当日、11名の捜査員が、2時間15分にわたって行いました。2回目は「自白」をはじめた3週間後、13名の捜査員が、2時間にわたって行いました。万年筆は発見されませんでした。その1週間後、3回目を3名の捜査員で、25分行き、発見し、立会いの兄に素手でとらせ、写真を撮りました。驚く裁判員、失笑する裁判員、苦笑する裁判官、苦虫を噛みつぶす裁判官。どよめく法廷。ポカンとしている検事。小さくガッツポーズする弁護人。

そんなアホな。こんなバカ正直な検事はおらんやろ・・・とツッコミをいれたところで目が覚める。実際は、裁判官、検事、弁護人による、公判前整理手続きがあるのでありえないことですが・・・。

市民感覚では、3回目の捜索の前に誰

かが置いたんや、ということになり、当然、被告人は無罪ということになるはずですが、現実には、検事は不利な証拠は開示しませんし、プロの裁判官は、手を変え品を変え有罪を言いつづけます。

曰く、人目にふれるところであるけれども、そのため盲点になった（地裁判決）。

曰く、背の低い人には見えにくく、人目につきやすいところであるとは認められない。（高裁判決）

曰く、必ずしも当然に、捜査官の目に止まる場所ともいえず、見落とすことはありうるような状況の隠匿場所であるともみられる（最高裁判決）。

わかりますか。理解できますか。でもこれがマジ判決文なんです。笑うしかありませんが、当事者＝冤罪被害者にとっては、命がかかっていることです。

もっとひどいのが最高裁の第2次再審棄却決定です。

曰く、カモイ上の奥は、視点の位置や明るさによっては見えにくく、意識的にその場所を捜すのであれば格別、さっとみただけでは万年筆の存在がわかるような

場所とは必ずしもいえず、見落とすこともあり得る。

「上」にいくほど、何を言いたいのか、言っているのかわからなくなります。どうとでもいいくるめてしまい、それがまかりとおっているのは恐ろしいものです。裁いた裁判官は、誰一人として現場検証していません。事件から46年たちますが、あとにもさきにも39年前にたった1回おこなわれたきりです。

志布志、富山・氷見、足利とあいつぐえん罪を反省したのか、教訓としたのか、足利事件と裁判員裁判の狭間で、狭山事件担当の、東京高裁第4刑事部、門野博裁判長が、高裁、高検、弁護団の3者協議をおこなうことを表明しました（6月25日）。昨年7月、再審開始が決まった布川事件も同じ部、同じ裁判長で、3者協議がおこなわれ、証拠開示や鑑定人尋問がおこなわれています。

一方で、名張毒ブドウ酒事件では「自白」は信用できない、と再審開始決定を「自白」は信用できると、取り消す決定を

したり、「自白」を信頼することにこだわりを持っておられるようです。

えん罪被害者に共通するのが「自白の強要」で、取り調べの非道さです。にもかかわらず、最高検が、足利事件の菅家さんの、取調べ録音テープを再審に出さない決定をしたとの、報道がありました（8月11日）。懲りない体質です。全証拠の開示、取り調べの可視化も視野にはないのでしょうか。裁判所よおまえもか、と言われることのない、理を尽くした3者協議となるよう、リーダーシップを発揮することが、司法の信頼を生み、裁判員の心の重みを少しでも軽くすることにつながることに、心してほしいものです。

【石原 敏（評議員）】



人権文化のまちづくり講座

「裁判員制度を考える」

と き： 9月16日（水） 午後7時～9時

ところ： 豊中人権まちづくりセンター 2階大集会室

講 師： 大川 一夫さん（弁護士）

参加費： 無料／申込み： 当日、会場にて／定 員： 50名

主 催： 豊中人権まちづくりセンター／企 画： とよなか人権文化まちづくり協会

豊中地域から「夢バトン」、56期生から58期生へ!

第五中学校では9教科と同じく「人権総合学習」を大切にして、「夢バトン～はみごのないまちづくり～」を合言葉に、学年ごとに毎年、いろんたとりくみを行っています。今年の1年生（58期生）も、6月に3年生から「夢バトン」を受け取り、「仲間を知り、自分を知る。まちと出会い、人とつながる」を学年テーマとして、聞き取りや体験学習などをとりくみ、7月8日の「総合学習発表会」でその報告をしました。

発表会をご覧になった山元教育長は、豊中市人権教育研究協議会の夏期研究会へのメッセージのなかで、「四中の夜間学級や障がいのある方々、そして地域の方々など多くの方と出会いながら、主体的に学び成長していく子どもたちの姿に、教育の大きな可能性を感じました。また『ひとりも残さず最後の1人まで』と仲間を大事にし、3年間を過ごす子どもたちが、夢バトンをしっかりと握り、次に続く後輩に渡していく姿は、あらためて教育の原点を見る思いでした」と記しておられます。

この発表会の前には「夢バトン・はみご



写真：保育教育協議会(09.6.25)より

のないまちへの願い」と題して、協会の酒井が子どもたち

に話をしました。それを聞いたある子どもは「僕は、友だちがはみごにされているのに、見て見ぬふりをするどころか、はみごにしている側に行ってしまったので、自分は本当に愚かだなと思いました。はみごは、体の外には傷はつかないけど、体の中はすごくひどい傷が残ってしまって、家では治すことのできない傷になってしまうと改めて実感しました。はみごは暴力よりひどいものだと思います。取り返しはつかないけど、今からでも切り替えて阻止する側になりたいと思います」と感想を綴っています。

第五中学校が進めている「はみごのないまちづくり」は、地域との協働が不可欠です。だから、そこにくらす人たちの願いや思いを聞き取り、自分たちのありようと重ね合わせる作業をととても大事にしています。教育長のコメントや子どもの感想からは、とりくみが活きたものになっていることがわかります。

ところで、第五中学校は2008年度と2009年度の2年間、文部科学省の「人権教育研究指定校」の委嘱を受けており、その研究成果・実践を広く内外に発信しなければなりません。その意味でも、「夢バトン～はみごのないまちづくり～」のとりくみのさらなる発展が期待されます。連携・協働をさらに図っていきたいと思います。

【佐々木 寛治（事務局）】

蛭池地域から

『心に残るだれかのことば』 『だれかに伝えたいことば』

「であい・ふれあい大賞」入賞作品

『春のことは一生の宝物だよ。』

私は耳が聞こえなく、小さい頃はいろいろ大変な子でした。でも、お父さんとお母さんは「春のことは一生の宝物だよ。」と言ってくれて、私はこの家庭に生まれてきて良かったなあ。と思えました。

本当にありがとうございます。

『父へ』

母が亡くなり約7年。父はそれから一人で育ててくれました。昔はよく父と喋っていましたが、近頃は喋っていません。この年でこんな事伝えたら笑ってしまうと思いますが、今まで、本当にありがとう。

あなたが父で良かった。

8月2日(日)、ルシオーレ・蛭池公民館集会場で「であい・ふれあい大賞」表彰式と演奏が行なわれました。オープニングには、イタリア生活文化交流協会の「アンサンブル・サビーナ」のみなさんにフランスの音楽を中心に演奏をしていただきました。



今年度の募集総数は1,518点もあり、中学生が大半で、豊中市内の公立中学校の他、私立の中学校や高校生の応募もありました。審査や入賞作品を絞り込むのが大変でしたが、どの作品も心に響いてくる作品ばかりで、とても感動しました。残念ながら、大賞は出ませんでした。優秀賞の中学生の部が1名の予定が2名になり、その他、優秀賞の一般の部が1名、優良賞の中学生の部が2名、一般の部も2名、佳作は中学生の部・一般の部が4名ずつ選ばれ、賞状と記念品がおくられました。表彰のあと、優秀賞と優良賞

の「ことばの発表」があり、参加された方々の心に響きました。

その後、審査委員長(蛭池図書館館長)より講評があり、「ありがとう」という言葉が全体的に多かった。しかし、その「ありがとう」も1人1人違いがあり、その他も、伝えたい言葉がたくさんあった。今度は、是非、直接気持ちを伝えて欲しいなど、作品1つ1つの感想も含めて話をさせていただきました。

参加者の声

- 心に残った一言に、その方の人生や思いがつかまっていて、発表をお聞きして、自分自身の生き方を考えさせられました。ありがとうございました。
- 友人のこと、聞いて感動しました。



【福島 智子(事務局)】

資料室だより

豊中人権まちづくりセンター2階「資料室」では、部落問題をはじめとする様々な人権問題に関する書籍・資料等を収集し、閲覧、貸出をおこなっています。

部落問題や他の人権問題の解決に向けた学習、調査研究などに活用していただければ幸いです。貸出については全て無料ですので、ぜひ、お気軽にお立ち寄り下さい。なお、こちらで紹介している新着図書等につきましては貸出中の場合がありますが、予めご了承ください。

●利用時間 月曜日～土曜日 8時45分～17時15分

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

新着図書のご案内

■狭山事件 46年目の現場と証言

伊吹隼人 風早書林 2009年2月発行

■裁判員時代にみる狭山事件

菅野良司 現代人文社 2009年6月発行

■ボロを着た王子さま

村崎太郎 ポプラ社 2009年4月発行

■環境と差別のクリティーク

三浦耕吉郎 新曜社 2009年4月発行

■新・人権はだれのものか

佐瀬一男 尹竜沢 有信堂高文社 2009年6月発行

■人権で世界を変える30の方法

ヒューマンライツ・ナウ 合同出版 2009年6月発行

■それでも裁判員、やりますか？

井上薫 集英社 2009年3月発行

■今こそ平和憲法を守れ

中北龍太郎 明石書店 2009年5月発行



オススメ!この1冊

「とことん! 部落問題」 角岡伸彦

講談社 2009年4月22日発行

本書は「はじめての部落問題」や「ホルモン奉行」の著者としても有名なルポライター角岡伸彦さんの独特の視点によって、現在の「部落問題」が笑いあり、怒りありのとことん「ホンネ」で語られています。

まず、差別の本質的な問題を考察したエッセイに始まり、「部落問題」に関わっての恋愛・結婚・就職差別などの実態、これまで自らが取材した部落の現場についてのルポルタージュ、「飛鳥会事件」の真相や現在の同和行政の問題点について、そして、「報道されなかった阪神大震災と部落問題」や「マスコミの危さ」になどについて、読みやすく分かりやすく書かれていると思います。ぜひ一度お読みください。



【重本 洋輔（事務局）】

轟温泉をご利用ください!

豊中市宝山町2-35 (TEL6853-3679)



- 営業時間:午後4時～11時 (入場は10時半まで)
- 利用料金
 - ・大人 340円(中学生以上)
 - ・中人 100円
 - ・小人 50円
 - ・洗髪 10円
 - ・回数券/11回 3400円 (洗髪込み・65歳以上)
- 定休日:月曜日

情報BOX とよなか

自殺防止は私たち地域の課題

「国際自殺防止デー」に市民講座!

とき 9月10日(木) 午後2時～3時40分

ところ ルシオーレホール(蛍池)

はなし 西元善幸さん(豊中精神福祉協議会会長)
「うつ病の正しい知識」ほか

参加無料・申込み/6858-2292 (健康支援室)

こころの電話相談
06-6607-8814
(月～金、9:30～12:00、13:00～17:30)
関西いのちの電話
06-6309-1121 (24時間)
大阪自殺防止センター
06-4395-4343 (24時間)

一人で悩まないで...

人権相談をご利用ください

時間：午後 1 時 ~ 5 時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

あ・と・が・き

■4年前の「郵政民営化、是か非か」から、「政権交代、是か非か」がテーマになった選挙も、本誌が届く頃には結果が出ているでしょう。いずれにしても、結果は私たちのくらしや日本の行く末を左右するだけに、政権公約の実現をはじめ、今後の展開に目を凝らさねばなりません。■今号の特集では、領家さんに「学力テスト」がはらむ問題について、懇切丁寧に掘り下げて書いていただきましたので、じっくりお読みくださればと思います。そして、「部落差別とは何か？どうしたらなくすことができるか？」とのテーマの「人権サロン」の3回目を9月5日に行います。領家節をぜひお聞きください。■7月に行った「部落問題は今、研究会」での友永さんの話を再録しました。実態調査から部落の今を切り取り、差別事件から問題の背景を暴き出し、運動の到達点から展望を見極めるという、まさに過去・現在・未来を一本の糸でつなぐような話でした。「部落が存在していても、部落出身である

ことを明らかにしても差別されない社会を構築することが求められる」と言われましたが、そこに至る回路をどうつくるかが現在の課題です。部落問題が人々の視野の圏外になりつつある状況と向き合い、一方通行ではなく、響きあい、重なりあう「呼応の関係」を広げていくしかないと思います。部落内外を問わず、部落問題を軸にした人間関係をつくりなおし、紡いでいくことが大切です。■「続・人間の血は涸れずを読んで」のコーナーを新設し、寄稿いただきました。部落問題をめぐる状況の変化をどう読み、解決への青写真をどう描くか、豊中的な切り口からの問題提起がどう読まれたか、気になるところです。議論の材料の一つになればと念じています。この書籍は資料室で閲覧・貸し出しができますし、希望者には2000円で販売しております。ご一読いただき、忌憚のない、辛口のコメントをお寄せください。■次号は12月です。ご意見・ご感想・投稿、歓迎します。

●編集・発行

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806